

市内でも増えて  
います！

# 還付金詐欺に注意しましょう

岡市消費生活センター ☎51-6757

「還付金があります」

「携帯電話を  
持ってATMに  
行ってください」



## ■ 還付金詐欺の手口

官公庁や銀行などの職員を装い、電話で「(税金、医療費、保険などの) 還付金があるのでATMに携帯電話を持って行き手続きしてください」と指示し、操作させ、送金させます。

注意！

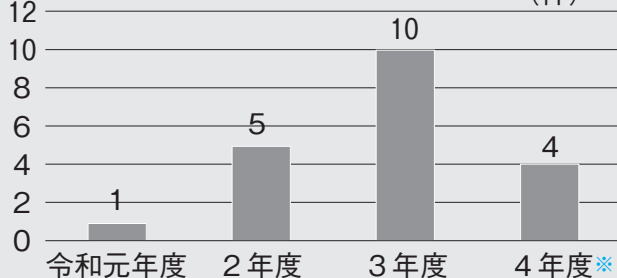
**ATMで還付の手続きはできません**

「お金が返ってくる」などの不審な電話があった場合は、警察や消費生活センターに相談してください。

「ATMに行って」は詐欺です！

## 還付金詐欺の相談件数

(市消費生活センター受け付け分) (件)



※6月末までの集計

本年度はたった  
3カ月で4件も！  
このペースだと  
昨年の約1.5倍！



送金してしまったお金を取り戻すことは困難です。また、送金してしまったことにしばらくの間、気付かない場合もあります。

還付金詐欺の被害に遭わないよう注意しましょう。



## あなたの街の

## 法律相談

～第63回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「相続開始から長期間経過した後の遺産分割」です。

問 まちづくり支援課 ☎51-6777

**Q** 令和5年3月1日で実父が亡くなって10年経ちますが、遺産分割協議がまとまりません。相続から時間が経っても遺産分割はできませんか。

**A** 遺産分割には期限がありませんが、民法の改正により、令和5年4月1日の施行日以降、相続開始から10年が経過している場合の遺産分割は、原則として法定相続分

による分割となり、寄与分や特別受益を反映させた具体的相続分による分割は例外となります。例外的に、具体的相続分による分割が認められるのは、①相続開始の時から10年を経過する前に家庭裁判所へ調停などの申し立てを行った場合か、②期間満了前6カ月以内の間に、遺産分割を請求することができないやむを得ない事由が相続人であった場合において、その事由が消滅した日から6カ月を経過する前に、家庭裁判所に調停などの申し立てをした場合です。

なお、令和5年4月1日以前の相続については、施行日から5年以内に10年の期限が来る場合には、施行日から5年以内は寄与分や特別受益を反映させた具体的相続分での分割が可能です。

**Q** 兄は、何度も多額の贈与を受けていました。これらの贈与は実父の遺産を分ける際に考慮されますか。

**A** 贈与の全てが特別受益にあたる訳ではなく個別の判断を要します。特別受益に該当する場合で、お兄さんの特別受益の存在などについて争う場合には、特別受益の存在を主張する側で、証拠を示す必要があります。また、改正民法の適用により、施行日である令和5年4月1日以降に家庭裁判所において遺産分割調停などがなされる場合には、原則として、特別受益については考慮されません。ただし、相続人全員が特別受益や寄与分を反映させて遺産分割を行うことについて合意する場合には、考慮される場合があります。

遺産分割のことで迷ったり困ったりしたら、弁護士か司法書士へ早めに相談しましょう。

(文責 弁護士 花生耕子)  
弁護士法人いずみ法律事務所  
☎58-6558